

改 曆 100 年 と 旧 曆 と

内 田 正 男*

はじめに

1973年1月1日は、太陽暦採用満100年の記念日である。改暦100年の記念切手発売の運動を忘れたのは残念と、さる方から御注意を受けたのもあとの祭で、何の行事も行なわれない記念日を迎えてしまった。

さて明治の改暦の経緯については、長年それを調査されておられる岡田芳朗氏が「日本の暦」（本誌昨年7月号に紹介）に書かれているので興味ある方はそれを参照されたい。私はなるべくそれとの重複を避けて、当時の文章を引用しながら、改暦の周辺を眺めたいと思う。

1. 100年もの

数年前の明治100年の行事に始まって、いろいろの何とか100年が続く。しかし、例えば昨年の鉄道100年や学制100年等は、100年前に発足し間断なく発展を続けて現在に至っている。そして100年前には想像もできなかったような変化を遂げているが、その発足の記念の日付は、概して後の人の制定によっている。太陰暦から太陽暦に変わったという100年前の事実、他の100年ものとは違って比較にならない大混乱を巻き起した事件ではあった。しかし改暦は遂行されてしまえばそれまでで、あとは定着してゆくのを待つだけである。しかも改暦に依って採用された太陽暦の優秀さと簡単さの故に、暦法とか暦学というような太陰暦時代のいかめしい名称も意味を失ない、暦というものの認識すら多くの人々の意識の中から消え去って行ってしまった。改暦100年は、鉄道や学制の100年が、そのままその100年の発展史であるのと本質的に異なる所以である。

2. 太政官布告

法律というものは、たとえそれがどんなに悪法だと非難されても、ひとたび施行されれば人々を拘束する。殆どの日本人を驚かせ困惑させた改暦の布告は、明治5年太政官布告337号という。

今般改暦ノ儀別紙詔書ノ通被仰出候条此旨相達候事、
(別紙) 詔書(写)

朕惟フニ我国通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス 故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス 置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生

スルニ至ル 殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率ネ妄誕無稽ニ属シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ変ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス 之ヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固リ論ヲ俟タサルナリ 依テ自今旧曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン 百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

明治五年壬申十一月九日

○

1. 今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事

但新曆鑲板出来次第頒布候事

1. 一ケ年三百六十五日十二ケ月ニ分チ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事

……なおこの後に時刻等に関する条項が続く。この布告によって太陽暦は実施された。勿論この布告の趣旨は悪法どころか、いずれにせよ太陽暦は早晚実施さるべきものではあった。問題はその実施の方法である。当時の世間にとって、一年間の決算の月十二月は、現在より遙かに重要度が高い。その師走を、一片の布告により、2日限りで打切って翌年の正月にしてしまう、しかも僅か20日間程の予告期間しか与えないのである。これでは一般に改暦を理解させようとしても初めから無理である。明治六年一月の「日要新聞」から、築地の銭湯での八十余りの老婆の話というのを抜粋すると、

「今年はマア怪かる年にて、……、師走の三日に正月が来るとやらいふ。かかる事は此年におよびぬれども是まで一度も出合し事なし、といひて歎くを傍より賤業体の者、されば昨日は師走の朔日にて、あすは天朝の一月一日じゃといふ、然れば、……1日に30日のはたらきをせねばならぬ訳じゃが、とても及ばねばやはり徳川の正月がいい……」

確かに明治5年12月2日は、昨日が12月1日で明日は正月1日に違いない。老婆ならずとも迷うのは当たり前である。

3. 改暦弁と愚民

当然の事ながら、この太陽暦の解説書が、数多く出版された。その代表的なものが福沢諭吉の「改暦弁」である。この中で諭吉は「かずを知らざる無学の人には一時

* 東京天文台

目を驚かすの不便あらんか、文盲人の不便は気の毒ながら顧るに暇あらず」という調子で解説をすすめる「人民此改暦を怪む人は必ず無学文盲の馬鹿者なり、これを怪しまざる者は必ず平生学問の心掛ある知者なり、されば此度的一条は日本国中の知者と馬鹿者とを区別する吟味の問題といふも可なり」と結んでいる。この文明開化の先達も、突然の改暦による、いわゆる愚民や馬鹿者の物質的、精神的被害に余り同情していない。ましてお上に於ておや。

布告が公布された時には、旧暦による暦は既に頒売されて国中に行き渡っていた（本誌 6 ページの写真）。それを反古にして新暦を行なうと言っているが、その布告の中では、新暦（本誌 6 ページの写真）は鑲板出来次第頒布すると言っているだけで間に合わないことは初めから予期されている。先の「日本の暦」によると、京都で発売されたのは正月三日であるというのだから、交通不便の当時のこと、全国に行き渡ったのは遙かに遅れたことであろう。この遅れは更に翌年にまで及んでいる。

明治六年十一月十八日付、当時の酒田県より文部省にあてた伺によると、

「略暦ノ儀ハ昨年限管内ニ於テ彫刻御差許ノ儀ニ御座候処、最早本年月末ニモ相及候得共弘曆者等御廃止ニ相成候哉、今以テ市中へ暦一通タモ相廻リ不申、管内ノ如キハ殊ニ愚昧ノ土民新年前年々略暦ヲ乞翌年ノ播種耕耘等偏ニ右暦ヲ仰キ一年之農事ヲ相占候風習有之然ルニ新暦未タ売買無之ニ付テハ郷村ヨリ品々申立之趣モ有之、人間不可欠之品不得止情態モ御座候間当年限り管下ニ於テ彫刻御差許相成候様、左候得者今般御渡之暦ヨリ抜抄不都合無之様検閲之上彫刻為致度此段御聞届被下度候也」とある。役所の不手際で困らされている大衆は「愚昧の土民」ときめつけられている。この伺に対しても回答は遅れ12月27日付で催促が出されている。

「伺之趣、略暦タリトモ反刻之儀相成ラズ……云々」の回答がなされたのが翌正月10日である。この回答書にあるように暦の出版は政府の厳重な管理下にあった。例えば明治三年の布告にも、

「頒暦授時之儀ハ至重之典章ニ候処、近来種々ノ類暦、世上ニ流布候趣、無謂事ニ候、自今弘曆者之外取扱候儀、一切嚴禁被仰出候事」

とあるが、江戸時代にもこの種の趣旨の警告がしばしば行なわれた。勿論明治改暦後もである。もっとも度々禁制が出されたということは、それだけでもぐり業者も多かったということであろう。

なお本誌 6 ページの写真(下)に見るように、太陽暦採用後も、太陰暦の日付だけは暫らく（明治 42 年版まで）のせていた。

4. 建議書と、またその源と

明治改暦の布告より先に、権大外史、塚本明毅が改暦建議書を提出していた。

謹テ案スルニ方今国家百度維新勉テ旧習ヲ革メ国民ヲシテ文明ノ域ニ進マシメントス 曆法ノ如キ最モ改正セスンハアルヘカラス 夫本邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ是ヲ太陽ノ躔度ニ合スル故 二三年間カナラス閏月ヲ置カサルヲ得ス 置閏ノ前後時季候ノ早晚アリ終推歩ノ差ヲ生スルニイタル……中略……殊ニ二十四候 日月食ヲ除ノ外 中下段ニ掲ルトコロハ率ニ妄誕不稽ニ属シ民知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス 蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ依テ月ヲ立ルヲ以テ日子多少ノ異アリト雖トモ季候早晚ノ変ナシ 四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス……以下略……

詔書と比較する時、この文章が詔書に取り入れられたことは明瞭である。忠実すぎて間違いまでも採用された。今のグレゴリオ暦法によれば、太陽年と暦日とは、3,300年に1日位の差を生ずるので、7,000年ではない。太陽暦の優秀さをうたう余りの勇み足のようなものである。更に太陽暦の簡単さを強調したい為に、置閏については四歳毎に一日の閏を置き、とだけあって400年に3回閏年を省くことは触れていない。このままでは、平年であるべき1900年、即ち明治33年が閏年となってしまう。そこで次の勅令が必要となってくる。

明治31年5月11日 勅令第90号

朕閏年ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

神武天皇即位紀元年数ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス 但シ紀元年数ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ中、更ニ四ヲ以テ商ヲ整除シ得サル年ハ平年トスル

本誌昨年3月号に、東京天文台編さんの理科年表に神武天皇即位紀元のような根拠のないものを書いてあるのはけしからぬという記事があったが、その掲載の法的根拠のようなものがここにある。日本ではグレゴリオ暦法を採用するという法令は未だ嘗て出された事はない。閏年を指定しているのは太政官布告と、この閏年に関する勅令だけであり、神武天皇の即位が神話であってもなくても別問題である。勿論、即位紀元が出ていなくても閏年の算定に困る者はいないのだから、これを絶対理科年表にのせなければならぬ理由もない。

さて建議書が、詔書の骨子を形作っていることは既に述べたが、この建議書は何に拠っているかと云えば、次の二つをあげることができる。

5. 草茅危言と遠西観象図説

草茅危言は儒者中井竹山(1730~1804)が寛政元年、老中松平定信の諮問に答えたものである。その暦に関する

る部分を日本学士院編の明治前日本天文学史から転載する。

「総じて暦の肝要は、月の大小をたて干支をわりつけ二十四氣を分配し、日食月食をしるし、土用の入、八十八夜、二百十日をしらすなどの数項にすぎず、その外は一切無用に属す。八將軍などいつの時より云出せることにや、暦法にかつて預るものなし多分道士の方の名目にてあらんか、一向無稽の妄誕なり、世に中段と称する建除の名は暦法に古く見へたることなれども、是又甚だの曲説にて、その外下段と称する吉日凶日、みな言ふに足らざることどもとす。又方角の開塞を云ふこと、大に世間の害をなす妄誕なり、さなきだに天下愚昧の民、惑ひやすくして暁しかたきに、暦書にしかと書きあらはし示すゆへますます惑ひの深くして一向に暁されぬことになりゆくなり。歎ずるに余りあることなり。先王の四誅の一つに鬼神時日を仮りて衆を疑はずは殺すとあり。今の暦書の八將軍・金神は鬼神をかり、中段下段は時日をかり、皆以て衆人を疑惑せしむるの尤なれば、まさしく先王の誅を犯したるものなり。実に深く制禁を加へ大に暦書を改めたきものなり」……中略……

このように迷信事項を一切のせない浄潔の暦をすすめ、「浄潔の暦もし行はれたらば、愚民は当分目あてを失ひ茫然たることに思ふべけれども、十年つめて行はれたらば、その中に疑惑は大いに啓くべし……

もし愚の所謂浄潔の暦行はるる時節も至らば、他より出ずる暦を一切に堅く制して旧を捨て新に就かしむべし、官暦いかほど浄潔になりても他暦に旧態存すれば世間にては却つて官暦を疎略とし他暦を詳密と思ひて宿惑つひに解すべからず……」

この卓説は当時、実現はしなかったけれど、明治改暦に際し塚本明毅の採る所となりその思想は生かされ、浄潔の暦が出版された。そして民間暦は禁止され、数多の迷信事項は殆ど駆逐された。たとえ一時的にはあっても、「草茅危言」の寛政元年より30余年、文政6年(1823)刊行の吉雄南阜の「遠西観象図説」にユリウス暦、グレゴリオ暦の解説がされている。岩波思想大系「洋学」下に広瀬秀雄氏の校註で出されている所から引用すると、「グ学ス業レ互リ利ナルモノ詳ニ天度ヲ測リ、年月ヲ推歩スルニ、太陽躡度曆面ノ節氣ニ先ツコト十余日ノ差ヲ生ゼリ。コレニ因リテ円環年ノ日・時・秒ヲ測ルニ、三百六十五日五時四十九分ニシテ、其余数ヲ積ムコト四年ニシテ一日ニ滿タズ。故ニ紀元一千五百八十三年、即チ吾天正十一年癸未ニ當リテ其人曆法ヲ改ム。其曆ニ掬ルノ年ヲ業列互利ナト云フ。其法左ノ如シ」として数字を使って説明し、「此法ニ掬ルトキハ、七千二百年ニシテ一日ノ不足トナルノミニシテ……」と書かれ、更に、この法によれば「今ヲ去ル七十九年ノ後一千九百年」は「閏

ヲ除テ平年トス」ともしてある。吉雄によればローマ法王グレゴリオ十三世も学士になってしまうが、その辺の誤解はとにかく、そこに載っている一太陽年の長さ 365日5時49分、日の小数に直すと 365.24236 日余、グレゴリオ暦の一年 365.24250 日とは 0.00014 日弱の差となり、桁を充分取ると丁度7,200年に1日の差という計算が生れることになる。実際の1年は 365日5時48分77弱位で四捨五入すれば49分になる、そのちょっとした計算の簡略の為に、3,000年に1日の所が、7,000年に1日となってしまうのである。

6. 新暦反対と普及

文明開化を謳歌する福沢諭吉のような人達のいる一方では、先程の銭湯の話のように、やはり徳川様の暦の方がよいと思っている人々の方が多かったこともうなずける。福井県の三つの郡に起きた騒擾の報告にも、

「……其唱ふる所のものは、朝廷耶蘇を好み断髮洋服は耶蘇の俗なり、三条の教憲は耶蘇の教なり、洋文は耶蘇の俗なり、新暦は耶蘇の曆なり……」

気にいらぬものは、何んでも耶蘇(当時はまだキリスト教は弾圧されていた)のせいにするあたり、今でも、気に入らぬものは単にアカ呼ばわりして排撃する一部の風潮と通ずるものがある。新暦反対の論旨も決して説得力がある訳ではない。

明治初年農民騒擾録によると鳥取県騒擾の要求スローガンにも、

1. 米穀直段下げ被仰付候事、
1. 外国人管轄通行御禁止、
- ……等の項目と共に、
1. 太陽曆御廃止従前の太陰曆御改被仰付候事、
- ……という項が掲げられている。

報知新聞、明治6年6月28日号には福岡県士族暴動の記事がありその願意は、

1. 今の官員を廃し自国の士族を採用すること、
1. 士族の禄を旧に復すること、
- 等の七項目のうちに、
1. 新暦を廃すること、
- が含まれている。

さて明治21年6月、当時の理科大学天象台が廃され、新しく東京天文台が麻布に設立された。初代台長に寺尾寿が任命されたその翌年、寺尾寿の名で新旧両暦使用状況のアンケートが全国各郡に出されている。

1. 已ニ全ク旧曆ヲ廢シ単ニ新曆一月ヲ以テ年始ノ手数ヲ行フ部落
2. 新曆一月ト旧曆正月ト両度ニ於テ年始ノ手数ヲ行フ部落
3. 単ニ旧曆正月ノミヲ以テ年始ノ手数ヲ行フ部落

4. 新曆ヲ専用シ若クハ之ヲ旧曆ト併用スル各地ニ於テ此事ヲ始テ行ヒシ年月ノ概略
5. 旧曆ヲ専用シ若クハ之ヲ新曆ト併用スル各地ニ於テハ明治6年以來始終然ルカ或ハ一度旧曆ヲ廃シテ後更ニ復旧シタルカ復旧シタル場合ニ於テハ其年月ノ概略
6. 旧曆ヲ用ルノ習慣ヲ継続シ若クハ一度之ヲ棄テテ更ニ復旧シタルモノノ新曆ヲ好マザル原由(例令バ年始ニ際シ麦島ノ手入ニ間暇ナキ為カ或ハ単ニ習慣ニ因リテカ)

そして備考欄に第6問が最重要であるから詳細に記せ、となっている。この回答の統計的結果は分らない。資料の綴を管見すると、当然のことながら、東京とか京都の市内はかなりスムーズに新曆に変わったことがうかがわれる。第1問に対して、東京の回答書を拾うと、

南葛飾郡 単ニ新曆ニ拠ル

南足立郡 全ク旧曆ヲ廃シ、単ニ新曆ノミ用ユ

東多摩・豊島郡、両郡中半数アリ

等となっている。しかしこの報告も、例えば群馬県あたりでは、全郡下新曆を行なう所なしという所が多いなかに、旧曆を行なう所一村もなし、などという回答が一郡だけあると、その回答には何等かの政治的配慮がなされたことを疑わざるを得ない。

現在東京天文台の所在する三鷹は、と調べてみると、三鷹村は当時神奈川県北多摩郡役所管下になっていて、その第3問の答に

旧曆ト云フモ本郡地方ニテハ太陰曆ノ正月ニアラスシテ太陽曆ノ二月ヲ以テ年始ノ手数ヲ行フヲ云フ、ソノ部落町村名左ノ如シ として、武蔵野・小金井等と並んで三鷹村の名もあげられている。これによりこの地方では初めの頃からひと月おくれの正月をやっていた事が分る。また新潟県からの第5問の回答に見るように、

「明治6年始ニ新曆ヲ頒布アリシトキハ天朝ノ規則ト唱年始ノ礼ヲ行ヒシモ、近年新曆ヲ行モノ、至テ稀ニシテ戸長役場ト小学校ノミナリ」と普及の難しさが語られている。

7. その他の改曆

現行グレゴリオ曆法がローマで採用されたのが1582年である。本質的にはユリウス曆と同じ太陽曆であったにも係わらず、直ちに改曆に応じたのは僅か数国にすぎず、その普及は極めてゆるやかで、トルコに至っては、1927年採用と実に345年の後である。

日本では別表のように10種類の曆法が使われたが、今の太陽曆以外はすべて太陰太陽曆であって、その間の改曆は明治の改曆と本質的に違っている。初めの元嘉曆から宣明曆までは中国で使われていた曆法をそのまま輸入

して使用した。中国では曆法は国家の大典であり、支配者は天の意志を示す天体現象に強い関心を持っていた。そのため曆法は、月の朔望だけでなく、日食・月食から惑星現象の予知までも含むものである。王朝の象徴としての曆法は、支配者の交替のたびに改曆を迎えた。その新曆の輸入が、また日本の改曆にもつながったのが宣明曆までである。江戸時代に入つての貞享曆が初めての日本人の手になる曆法で、それ以後は総べて日本人の手により主として、より良い日月食予報を求めて改曆が行なわれた。

しかしながら、これらの度々の改曆は、明治の改曆とは違って、主として体制側だけの問題であつて、一般の「愚昧の民」にとってはかかわり合いの無い事であつた。

一般民衆は、15日には満月が見え、晦が闇であり、今まで通り中下段に「妄誕無稽」の迷信記事ののっている曆が入手できればよいのである。

しかし、一般と違って専門家は安閑としてはられない。古くは慶長15年8月、見えない月食予報が曆面に記されており、不審に思った徳川家康の下間に、明瞭に答えられなかった係は免職になっている(時慶卿記)。また宝曆13年には5割以上の食分の日食が曆にのらず、それを予知した民間学者から、ごうごうたる非難を浴び、曆法(当時は宝曆曆法)の不備を突つかれている。貞享以後に生れた天文方という職分は、より良い日月食の予報、つまりはより完全な曆の作成に専心した。先に引用した「洋学」の中で、広瀬秀雄氏は、「日本の天文学は長い間編曆思想の重圧の下にあった。これから解放されたのは第二次大戦以後のことだといえる」と言っておられる。江戸時代の浅草天文台が、東京天文台と代つた近代までも、当時の編曆尊重の思想は長く続いたのである。

8. 旧曆とは

さて、初めは無理のあつた改曆も100年経てみれば、既に旧曆時代に生れ育つた人は殆ど皆無の筈である。にも係わらず、東京天文台には旧曆の日付の問合わせが多い。私は「旧曆は100年も前に法律に依つて廃止されています。公的には存在しない旧曆の日付などを天文台で計算する訳がありません」と答える。決して質問者を愚昧の民扱いするつもりはない、が旧曆の日付が日常必要になるのは迷信利用以外殆どない筈である。

国鉄ではお盆に帰省列車を増発するが、太陽曆の1月遅れであつて決して旧曆ではない。さすがのディスカバー・ジャパンの国鉄も旧正月には特に宣伝もしていない。

旧曆利用状況はとにかくとして、原点にかえて、旧曆とは一体何であろう。太陽曆採用の際に新曆反対、旧曆復活を叫んだ農民市民にとって旧曆とは、その時迄使われて来た天保曆法の事であつたらう。天保曆法は、そ

第1表 日本で行なわれた暦法

暦法	始行(西暦)	行年数
元嘉	持統6年(692)	5
儀鳳	文武元年(697)	67
大衍	天平宝字8年(764)	94
五紀	天安2年(858)	4
宣明	貞観4年(862)	823
貞享	貞享2年(1685)	70
宝暦	宝暦5年(1755)	43
寛政	寛政10年(1798)	45
天保	弘化元年(1844)	29
太陽	明治6年(1873)	100

の暦法を記した「新法暦書」ならびに「同統録」によると、次のような約束がある。

1. 太陽と月の黄経の等しい時刻を朔とする。
2. 各宮の原点(黄経 0° から 30° おき)に太陽の在る時刻を中気とする。
3. 暦日は京都における地方真太陽時0時に始まる。
4. 暦月は朔を含む暦日に始まる。
5. 暦月のうち、冬至を含むものを十一月、春分を含むものを二月、夏至を含むものを五月、秋分を含むものを八月とする。
6. 閏月は中気を含まない暦月におくが、5.の条件に反しないように置く。

以上。

現在使われているいわゆる旧暦と言われているものは、明らかに3.の条件は満足していない。朔その他の計算も、天保暦書にある数値方法をとらずにアメリカのコンピューターで計算した値をもとにしている。太陰太陽暦法を使っていた江戸時代の習慣から言えば、これでは天保暦法とは言えない。全然別の陰暦である。旧暦の定義の曖昧さは、旧暦を定義する必要がないことから来ている。私が一般の質問に答えられない理由もここにある。普通いわれている旧暦は一見旧暦風の改暦宣言のない出所不明の太陰太陽暦である。

9. 浄潔の暦と不浄の暦

第3節に述べたように明治改暦によって、それまでの数多くの迷信は放逐され、中井竹山の、いわゆる浄潔の暦だけが官許の暦となった。しかしやがて民間暦禁止の監視の目を逃れて、もぐり出版の暦があらわれるようになった。江戸時代、否、過去1,000年余りの日本の暦に、ついで記載された事のない迷信界の新興勢力、六曜が暦面にあらわれたのは明治の半ば頃らしい。この迷信は先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の六つをこの順で旧

暦の1日にわりつけ、あとはこの順でくりかえすだけである。即ち1月と7月は1日が先勝、2月・8月は1日が友引になるというものである。旧暦の定義によっては吉日凶日が入れ替わることも起り得る。私の調査によると昭和42年5月9日の朔は夜半に近く、天保暦の3.の条件を入れると10日になる。従ってこの月の28日の日曜日は、9日を探れば大安(多くの結婚式がこの大安の日曜にあげられた?!), 天保暦によれば仏滅となってしまう。更に今一つの例は、広瀬秀雄氏の近著「日本人の天文観」にあるように、機上結婚式をハワイ行の途中で行なうとする。出発の時刻には大安であっても式の途中で日付変更線を越えれば忽ち仏滅になってしまう。

迷信というものは本来このような無意味なものであり、それを官暦にのせている事について、中井竹山の様な識者が憤慨するのは当然であろう。宝暦暦は別表のように宝暦5年に施行された。宝暦五年新暦の巻頭には、「暦面にいむ日は多しといへとも吉日、天しや大みやう此二つのみにて世俗の日取足かたかるへし、仍て今、天恩・母倉・月徳三つの吉日を記して知らしむへし」

自分で悪い日ばかり一杯に並べながら、悪い日ばかりで不便だろうと、吉日を三種類追加して恩恵を施している。これでは愚かなのはどちらかわからない。

中井竹山は確かに先覚者の1人ではあるが、最初の浄潔の暦は古く大同二年(807年)頃に溯る。日本後紀卷二十、弘仁元年(810)九月の項に、大同二年に陰陽道による暦註は妄言だから除くという朝議があった事、そして僅か3年で復活が要請されたことが記載されている。

第二次大戦中、言論ならびに紙の統制で姿を消した民間暦も、今は自由に、大量に迷信を売出している。今では浄潔の暦は理科年表位のものかも知れない。

おわりに

戦前は正月になると皆いっせいに歳をとる、いわゆる数え年で、大晦日に生れれば、翌日はもう2才であった。ここで、改暦の年の明治6年第36号布告を紹介しよう。満年令制は昔にもあったのである。

自今年齡ヲ計算候義幾年幾月ト可相数事、但シ旧暦中ノ義ハ一干支ヲ以テ一年トシ其生年ノ月数ハ本年ノ月数ト通算シ12ヶ月ヲ以テ1年ト可致事

この布告は明治35年法律第50号によって廃止された。その趣旨は第2次大戦後になってようやく陽の目を見た。改暦100年も、新聞テレビは100年目の昨年とりあげたものであるが、天文月報が満100年を選んだのは、編集子の見識というべきか。

おわりに明治初年の新聞記事ならびに暴動の資料は岡田芳朗氏から拝借した。お礼を申し述べる次第である。